

<p>第1章 総則 (第1条～第5条)</p>	<p>第1条 (目的) 第2条 (定義) 第3条 (基本理念)</p>
<p>第2章 国及び地方公共団体の責務等 (第4条～第6条)</p>	<p>第4条 (国の責務) 第5条 (地方公共団体の責務) 第6条 (法制上の措置等)</p>
<p>第3章 個人情報の保護に関する施策等 (第7条～第15条)</p>	<p>第1節 個人情報の保護に関する基本方針 第2節 国の施策 第3節 地方公共団体の施策 第4節 国及び地方公共団体の協力</p>
<p>第4章 個人情報取扱事業者等の義務等</p>	<p>省略 (第16条～第59条)</p>
<p>第5章 行政機関等の義務等</p>	<p>第1節 総則 第60条 (定義) 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い (第61条～第73条) 第61条 (個人情報の保有の制限等) 第62条 (利用目的の明示) 第63条 (不適正な利用の禁止) 第64条 (適正な取得) 第65条 (正確性の確保) 第66条 (安全管理措置) 第67条 (従事者の義務) 第68条 (漏えい等の報告等) 第69条 (利用及び提供の制限) 第70条 (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第71条 (外国にある第三者への提供の制限) 第72条 (個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第73条 (仮名加工情報の取扱いに係る義務) 第3節 個人情報ファイル (第74条・第75条) 第74条 (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第75条 (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第4節 開示、訂正及び利用停止 第1款 開示 (第76条～第89条) 第76条 (開示請求権) 第77条 (開示請求の手続) 第78条 (保有個人情報の開示義務) 第79条 (部分開示) 第80条 (裁量的開示) 第81条 (保有個人情報の存否に関する情報)</p>

第 82 条 (開示請求に対する措置)

第 83 条 (開示決定等の期限)

第 84 条 (開示決定等の期限の特例)

第 85 条 (事案の移送)

第 86 条 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 87 条 (開示の実施)

第 88 条 (他の法令による開示の実施との調整)

第 89 条 (手数料)

第 2 款 訂正 (第 90 条～第 97 条)

第 90 条 (訂正請求権)

第 91 条 (訂正請求の手続)

第 92 条 (保有個人情報の訂正義務)

第 93 条 (訂正請求に対する措置)

第 94 条 (訂正決定等の期限)

第 95 条 (訂正決定等の期限の特例)

第 96 条 (事案の移送)

第 97 条 (保有個人情報の提供先への通知)

第 3 款 利用停止 (第 98 条～第 103 条)

第 98 条 (利用停止請求権)

第 99 条 (利用停止請求の手続)

第 100 条 (保有個人情報の利用停止義務)

第 101 条 (利用停止請求に対する措置)

第 102 条 (利用停止決定等の期限)

第 103 条 (利用停止決定等の期限の特例)

第 4 款 審査請求 (第 104 条～第 107 条)

第 104 条 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第 105 条 (審査会への諮問)

第 106 条 (地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第 107 条 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 5 款 条例との関係

第 108 条

第 5 節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (第 109 条～第 123 条)

第 109 条 (行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 110 条 (提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 111 条 (提案の募集)

第 112 条 (行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 113 条 (欠格事由)

第 114 条 (提案の審査等)

第 115 条

第 116 条 (行政機関等匿名加工情報の作成等)

	<p>第 117 条 (行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</p> <p>第 118 条 (作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</p> <p>第 119 条 (手数料)</p> <p>第 120 条 (行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</p> <p>第 121 条 (識別行為の禁止等)</p> <p>第 122 条 (従事者の義務)</p> <p>第 123 条 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第 6 節 雑則 (第 124 条～第 129 条)</p> <p>第 124 条 (適用除外等)</p> <p>第 125 条 (適用の特例)</p> <p>第 126 条 (権限又は事務の委任)</p> <p>第 127 条 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第 128 条 (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)</p> <p>第 129 条 (地方公共団体に置く審議会等への諮問)</p>
第 6 章 個人情報保護委員会 (第 130 条～第 170 条)	<p>第 1 節 設置等</p> <p>第 2 節 監督及び監視</p> <p>第 1 款 個人情報取扱事業者等の監督</p> <p>第 2 款 認定個人情報保護団体の監督</p> <p>第 3 款 行政機関等の監視</p> <p>第 3 節 送達</p> <p>第 4 節 雑則</p>
第 7 章 雑則 (第 171 条～第 175 条)	<p>第 171 条 (適用範囲)</p> <p>第 172 条 (外国執行当局への情報提供)</p> <p>第 173 条 (国際約束の誠実な履行等)</p> <p>第 174 条 (連絡及び協力)</p> <p>第 175 条 (政令への委任)</p>
第 8 章 罰則 (第 176 条～第 185 条)	<p>第 176 条</p> <p>第 177 条</p> <p>第 178 条</p> <p>第 179 条</p> <p>第 180 条</p> <p>第 181 条</p> <p>第 182 条</p> <p>第 183 条</p> <p>第 184 条</p> <p>第 185 条</p>
附則	